

(参考)

## 新旧対照表

令和4年度（令和3年度からの繰越分）	令和3年度
<p>別紙</p> <p><u>令和4年度（令和3年度からの繰越分）</u>新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業費補助金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 <u>令和4年度（令和3年度からの繰越分）</u>新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（変更申請手続）</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、<u>令和5年1月31日</u>までに行うものとする。</p> <p>9～12 （略）</p>	<p>別紙</p> <p><u>令和3年度</u>新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業費補助金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 <u>令和3年度</u>新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（変更申請手続）</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、<u>厚生労働大臣が別に定める日</u>までに行うものとする。</p> <p>9～12 （略）</p>